



産業医・産業保健スタッフのための よくわかる産業保健の法令と実践

著者：石井 義脩 発行：バイオコミュニケーションズ 定価：4,400円（税込10%）

職場には、危険・有害事象や、ストレス、ハラスメントなど産業保健上の多くの課題が隠されていますので、それらに気づき、適切な対策を取り、労働者の健康を守らなければなりません。しかし、事業場で気づいた産業保健上の課題を担当者に指摘しても解決されない経験はないでしょうか。

著者である石井義脩先生は労働省に1972年に入省後、直ちに労働安全衛生法制定、関係政省令告示制定作業に従事し、以来50年にわたって、その時々が発生した労働者の健康問題を分析し、整理し、課題の本質を探究した上で、現行法令で対応できるのか、できないとしたら、その本質に沿った法令改正や行政施策

を立案し、実現可能な解決策を提言し、実践して来られました。

この著書は、「働く人の現場に密着して観察し、ニーズの把握や目的達成と実現が可能な対策を考えることが大切」（はしがき）として、「労働者の健康を守る」立場から、根拠法令、通達、ガイドライン、主要判例を含む産業保健情報を産業保健活動別にわかりやすく整理して、網羅して紹介してありますので、産業保健上の課題に対する実現可能なリスク低減策策定に有用でしょう。

次に、労働衛生コンサルタントや日本産業衛生学会専門医を目指すなら、体系化されていますので通読されることをお勧めします。

えんどう ぎんじ
圓藤 吟史

（中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター所長）

情報スクランブル Scramble

厚生労働省から 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

令和5年4月20日、厚生労働省は「騒音障害防止のためのガイドライン」の改訂版を公表した。本ガイドラインは平成4年10月1日に定められたが、騒音障害防止対策は、その取組が進んでいる業種はあるものの、騒音障害防止対策の対象となる作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があり、ガイドライン策定後における技術の発展や知見の蓄積もあることから、これらも踏まえ、従来からの騒音障害防止対策を見直し改訂したものである。なお、ガイドライン改訂の主なポイントは以下のとおりである。

①騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組みさせることになった。

②騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」「定点測定による等価騒音レベルの測定」のほかに、騒

音源が移動する場合等においては「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき測定を行えるようになった。また、屋外で一定の条件を満たす作業場については、ガイドラインで定める式に基づく等価騒音レベルの推計結果を測定に代えることが可能になった。

③聴覚保護具の選定基準明示

日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定することになった。

④騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更し、雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6000ヘルツの検査を追加した。

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html

厚生労働省から 労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法などを定めました

令和5年4月27日、厚生労働省は、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」(濃度基準告示)と「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」(技術上の指針)などを定めました。

昨年5月の法令改正により導入された新たな化学物質管理では、事業者は、厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う屋内作業場において、労働者がこれらの物にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければなりません。

濃度基準告示は、厚生労働大臣が定める物質とその濃度基準値を定め、技術上の指針では、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法などについて定めています。なお、これらの制定にともない、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)に所要の改正を行っています。

■ 濃度基準告示のポイント

- 1 労働安全衛生規則(安衛則)第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定め、物の種類に応じて濃度基準値を定める。
- 2 濃度基準値のうち、8時間のばく露における物の平均の濃度(8時間時間加重平均値)は、「8時間濃度基準値」を超えてはならず、また、濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における物の平均の濃度(十五分間時間加重平均値)は、「短時間濃度基準値」を超えてはならないこと。
- 3 次の場合における事業者の努力義務を定めること。
 - ・十五分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超える場合

- ・短時間濃度基準値が天井値(濃度が最も高くなると思われる瞬間の濃度が超えてはならない値)として定められている場合
- ・有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物を取り扱う場合の濃度基準値の適用

4 適用日 令和6年4月1日

■ 技術上の指針のポイント

- 1 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。
- 2 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定を実施すること。
- 3 1及び2の結果に基づき、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならないこと。
- 4 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難であるため、事業者は、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならないこと。

5 適用日 令和6年4月1日

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32871.html

「産業保健21」114号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ:

(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード: 右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ: 下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2344/frmid/248/Default.aspx>